

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：34312

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25380801

研究課題名（和文）犯罪にかかわる知的障がい者の地域における福祉的支援の構築に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Community Support for People with Intellectual Disabilities in Case of Arrest

研究代表者

酒井 久美子（SAKAI, Kumiko）

京都ノートルダム女子大学・生活福祉文化学部・准教授

研究者番号：90240457

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、知的障がい者が逮捕される事例やその対応に苦慮する支援者の現状や課題を明らかにし、地域における支援体制の構築について検討することであった。そのために、本研究では研究会による事例検討、啓発のためのハンドブックの発行、施設職員、民生委員、親の会を対象に調査を実施した。研究成果として、ハンドブックの発行、それに伴う研修会等により、地域への啓発活動を実施できたこと、調査により、専門職の逮捕事例に対する支援の研修や地域住民の理解促進の必要性が明らかとなり、今後の研究の課題となった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research was to clarify the current concerns and problems about people with intellectual disabilities in cases of being arrested by the police and the supporters for them and consider a way to establish a support system in the community. Therefore, in this research, we considered cases of people with intellectual disabilities who were arrested, and we issued handbooks to the community to raise awareness and investigated these cases with the staff at the facilities for people with intellectual disabilities, local welfare officers, and the parents of the people with intellectual disabilities.

As a result of this research, we carried out awareness activities in the community by issuing the handbooks and holding workshops. It also became clear by our investigation of the importance of holding those workshops for the staff at the intellectual disability facilities and to promote an understanding in the community.

研究分野：地域福祉

キーワード：障がい者 逮捕 地域支援

### 1. 研究開始当初の背景

知的障がい者が地域で安心して暮らすためには、まだまだ解決しなければならない課題が山積しているのが現状があった。なかでも、知的障がい者の特徴的な行動やこだわりの行動が社会のなかでは理解されず、受け入れられないことにより、さまざまな問題が生じていることは、大きな課題となっていた。たとえば、犯罪に巻き込まれたり、被害に遭ったり、加害者になるなどの事例が増加してきており、こうした状況は地域における無理解が引き起こしている例も少なくなかった。また、犯罪にかかわる問題状況が増加するに伴い、相談支援事業所や警察、弁護士等の司法にかかわる関係者、地域における公共交通機関や商業施設、生活関連施設等でもその対応に追われ、苦慮している事例も増加してきている状況であった。

さらには、累犯事例も多く、刑務所等の矯正施設出所後の受け入れ家庭や施設等の帰住先確保が難しいことも課題として挙げられており、再犯の要因の一つとして指摘されていた。この課題解決策の一つとして、厚生労働省では平成 21 年度に地域生活定着支援事業を創設し、地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することで、矯正施設退所者の社会復帰支援の推進に取り組み始めていた。また、知的障がい者の事件に対する取り調べについて、全面可視化が試行されるなど、知的障がい者の特徴的な行動への対応が検討されつつある状況であった。

### 2. 研究の目的

本研究では知的障がい者が逮捕される事例について、逮捕されるまで、逮捕後、釈放後や出所後の支援のあり方を検討し、知的障がい者が逮捕されたり、被疑者になるという司法の網にかかるまでに、地域で取り組むことのできる支援について検討することを目的とする。そして、現状の法制度やサービスに加え、地域における知的障がい者の支援体制を構築する可能性について検討することを目的とする。

### 3. 研究の方法

上記のことを明らかにするため、本研究では、研究会活動を定期的に行い、事例検討や支援のあり方について検討し、それらを踏まえて、権利擁護ハンドブックの発行や啓発活動に取り組んだ。また施設職員、民生委員・児童委員、親の会を対象に質問紙調査を実施した。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究会活動による成果

研究期間の 4 年間で、定期的に行い研究会を開催し、事例検討、権利擁護ハンドブックの内容に関する検討・発行、啓発活動の一環として、研修会の実施などに取り組んだ。発行し

た権利擁護ハンドブックは、障がい者施設職員、社会福祉協議会、親の会、弁護士、警察など関係機関に配付し、知的障がい者が逮捕される場合の対応等について、知ってもらいきっかけとなったと考えられる。また、ハンドブックの発行により、研究会主催の研修会、各関係機関からの講演依頼も受け、延べ約 400 名の参加を得ることができ、津市内外の地域において、広く啓発活動を実施することができた。

#### (2) 調査による成果

そして、「知的障がいのある人の地域支援に関するアンケート調査」を実施した。調査票は、津市内の障がい者施設職員 (234 名配付、192 名回収・回収率 82.1%)、民生委員・児童委員 (障がい者福祉分科会) (80 名配付、77 名回収・回収率 96.3%)、津市障害児者と支える人の会メンバー (25 名配付、21 名回収・回収率 84%) に配付し、実施した。以下、調査の結果から明らかになったことを中心にそのうちの一部を述べることにする。

まず、家族や周りにいる知的障がい者が、警察を巻き込むようなトラブルに発展したことがあるかについて尋ねた。その結果、施設職員では 119 名 (62%) が「ない」、70 名 (36.5%) が「ある」と回答している。民生委員では 64 名 (83.1%) が「ない」、13 名 (16.9%) が「ある」と回答している。親の会では 11 名 (52.4%) が「ない」、10 名 (47.6%) が「ある」と回答している (図 1 参照)。

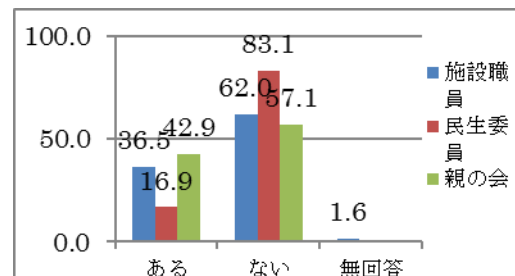


図 1 トラブルに発展した経験

どのグループも経験のないものが多いのが現状である。しかし、施設職員で 4 割弱、親の会で 4 割強、民生委員でも 2 割弱が警察を巻き込むようなトラブルに発展したケースを経験している。今後、知的障がい者の地域生活移行がますます進むことが予想される状況において、このような経験を有する人も増えてくることが予想され、地域で対応を検討していく体制を整備していくことが必要だと考えられる。

また、経験がある場合の件数 (記述式) を尋ねた。その結果、施設職員では「1 件」が最も多く 22 名 (31.9%)、「3 件」が 13 名 (18.8%)、「2 件」が 11 名 (15.9%) である。民生委員では「1 件」が 6 名 (46.2%)、「2 件」が 3 名 (23.1%) である。親の会では「1 件」が 4 名 (40%)、「2 件」が 3 名 (30%)

である(図2参照)。

どのグループも経験件数が少ないものが多いのが現状である。しかし、施設職員では「10件以上」や「多数」、「長期にわたる経験」を有する者がそれぞれ1名(1.4%)いるのも現状である。経験年数が長くなるにつれて、多数の対応を経験している現状がうかがえる結果である。

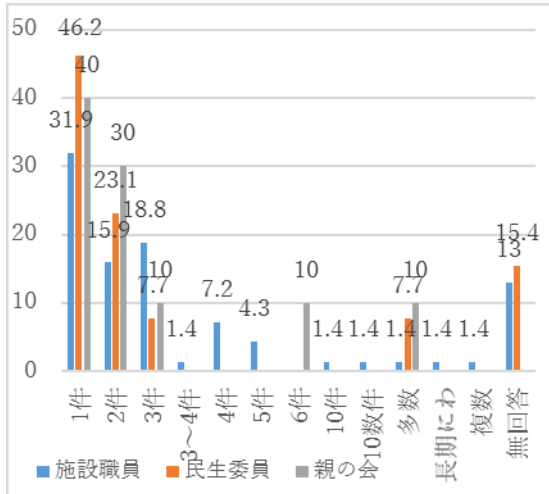


図2 トラブルに発展した件数

そこで、これをさらに回答者の経験(活動)年数と対比してみることにする。その結果、「1年未満」の施設職員で「2件」、「3件」の経験があると回答したものが1名(1.4%)ずついること、「10年以上15年未満」で「10件」、「複数の経験」があるもの、「15年以上20年未満」で「10数件」、「長期にわたる経験」があるもの、「20年以上」で「多数の経験」があるものがそれぞれ1名(1.4%)である。また、民生委員では「10年以上15年未満」で「多数の経験」のあるものが1名(7.7%)、親の会では「5年以上10年未満」で「多数の経験」のあるものが1名(10%)である。

このように、経験年数が浅い施設職員でも「数件」の経験があったり、比較的長い経験を有する者となると「10件以上」や「多数」、「長期にわたる経験」があるなど、経験に偏りがあるものの、誰もがいつ何時このような経験をするかわからないのが現状である。また、民生委員や親の会では、活動経験が長くなるほど、このような経験が多くなっていくことも推察される。民生委員や親の会のメンバーにとっても、身近にこうしたトラブルが発生し、そのときにどのような支援ができるのかを知っておくことが望ましいと考えられる。

次に、家族や周りにいる知的障がい者が、職場の同僚からお金を盗んだ、路上で痴漢をしたなどのトラブルを見聞きしたことがあるかについて尋ねた。その結果、施設職員では、94名(49%)、民生委員では63名(81.8%)、親の会では8名(38.1%)が経験がないと回答している。しかし、施設職員で「1件」が

41名(21.4%)、「3件」が21名(10.9%)、民生委員では、「1件」が10名(13.0%)、「2件」が2名(2.6%)、親の会では「1件」が7名(33.3%)、「2件」、「3件」、「6件」がそれぞれ2名(9.5%)である。

回答者の多くは、見聞きした件数が少ないのが現状である。一方で、施設職員では「10件」が3名(1.6%)など、施設職員のなかには多くの件数を見聞きしている現状が明らかとなった(図3参照)。

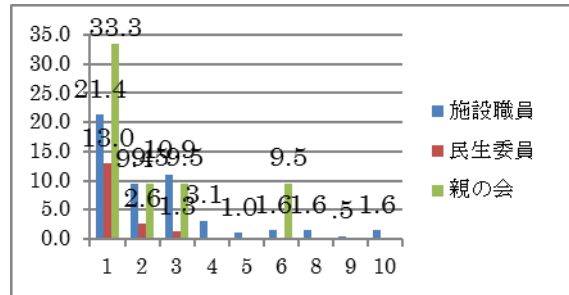


図3 トラブルを見聞きした件数

さらに、知的障がい者が逮捕された(検挙、任意同行も含む)という連絡を受けた経験があるかについて尋ねた。その結果、施設職員では154名(80.2%)、民生委員では67名(87%)、親の会では18名(85.7%)が逮捕の連絡を受けた経験がないという回答であった。どのグループも8割以上がこうした経験がないという現状である。一方で、施設職員で31名(16.1%)、民生委員では4名(5.2%)、親の会では3名(14.3%)が経験があると回答している(図4参照)。

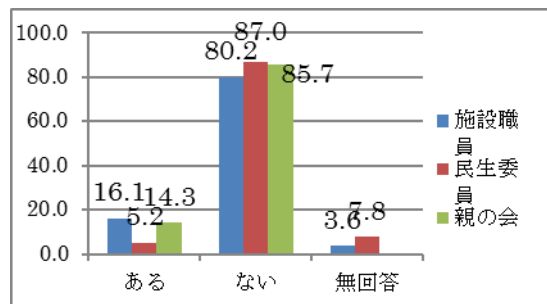


図4 警察から逮捕の連絡を受けた経験

警察から逮捕の連絡を受けた経験のある者には、その時の対応を、経験のない者には、今後の対応について尋ねた。その中で、経験のない回答者では、相談支援事業所や利用事業所に相談するというものが比較的多い結果であった。

さらに、知的障がいや知的障がい者について理解をする必要があると思う人について尋ねた(あてはまるもの3つまで)。その結果、どのグループも「地域住民」が最も多く、施設職員では144名(29.3%)、民生委員では58名(34.1%)、親の会では15名(27.3%)

である。次に多いのは「警察」で、施設職員が99名(20.2%)、民生委員が3名(18.2%)、親の会が13名(23.6%)である。また特徴的なこととして、民生委員は民生委員自身が理解すべきと考えている(40名、23.5%)(図参5照)。まずは身近に暮らしている地域住民が知的障がいや知的障がい者について理解することで、トラブルも減り、地域におけるサポート体制が整備される。そのうえで、逮捕など万が一のトラブルが生じたときには、警察が知的障がいや知的障がい者に対して理解し、配慮した対応をすることで、逮捕、被疑者・容疑者になるという状況にまで発展する前に、解決することも考えられる。また、民生委員は、自らがまずしっかりと理解し、身近な地域で暮らす知的障がい者に対応することや地域住民へも啓発していきたいという思いを持っているのではないかと考えられる。

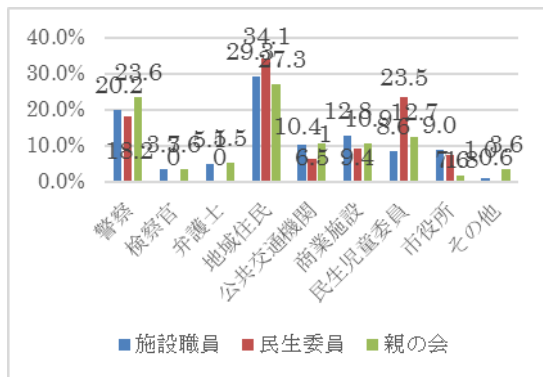


図5 知的障がい者について理解を深める対象

さらに、地域の生活環境をよくするために必要な支援について尋ねた。その結果、どのグループも「地域啓発プログラム」が最も多く、本人を支援するためのプログラムよりも、まず地域住民が知的障がいや知的障がい者に対して知り、理解するということが重要であると考えていることがわかる(図6参照)。また、前述の知的障がい(者)について理解を深める対象として、「地域住民」という回答が最も多かったことから、地域における啓発プログラムの検討が重要である。

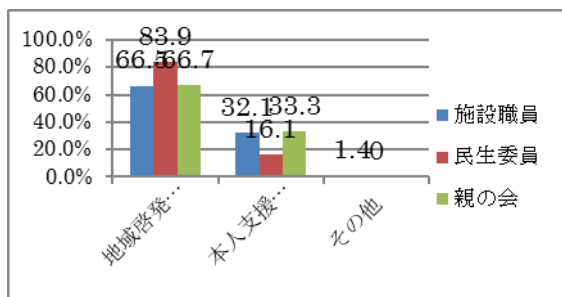


図6 地域の環境整備に必要な内容

### (3) 考察

施設職員にとっては、経験に偏りはあるものの、知的障がい者のトラブルを見聞きした

り、逮捕の連絡を受けた経験のある回答者があり、トラブルや逮捕事例への対応を求められる状況にある。また、逮捕の連絡を受けた経験のない回答者が、今後、逮捕の連絡を受けた場合に、障がい者福祉サービス事業所に相談するという回答が多いことから、施設職員は知的障がい者の地域生活におけるトラブルや逮捕事例等への対応能力が求められている。このような対応能力を高めるためには、逮捕や犯罪事例に関して、どのような支援をすることができるのか、どのようなタイミングで何ができるのか、逮捕から取り調べ、裁判というそれぞれのタイミングに応じて誰とどのように連携し、支援すればよいのかなどの知識や技術を学ぶ専門的な研修等の取り組みが必要だと考えられる。

また、どのグループも知的障がい(者)に対して理解する対象として、「地域住民」、必要な支援内容としては、「地域に対する啓発プログラム」が最も多いことから、身近な地域における住民の知的障がいや知的障がい者に対する意識高揚や環境醸成が大切であると考えられる。そのため、地域住民に対する啓発等の取り組みを推進していくことが必要であると考えられる。こうした取り組みを進めることによって、知的障がい者が被疑者・触法となる状況を防ぐ環境整備につながると考えられる。権利擁護の推進について、岩間(2012:12)が「あらゆる関係者を含めた地域ぐるみの取り組みが必要となることが示唆される。つまり、権利擁護の担い手とは、専門職や行政担当者だけでなく、地域住民を含めた関係者全員ということになる」と指摘している。このように地域のなかで専門職だけでなく、地域住民や関係者とともに知的障がい(者)を理解し、支援できるような環境を創り出すことが重要である。

また、岩間(2014:13-15)は、「権利擁護の4つの諸相として、権利擁護状態からの脱却、積極的権利擁護の推進、予防的権利擁護の推進、権利擁護を生む環境の変革」を提示している。そのうえで、『『予防的権利擁護』に求められる早期発見・早期対応、そして継続的な見守りには、インフォーマルサービスがきわめて重要な役割を担うことになる。『予防的権利擁護』の推進は、地域福祉との接点を織り込んだ新たな権利擁護のあり方を創造することになる』と述べている。また、「権利侵害は、当事者同士の相互作用のなかだけで生起するのではなく、外からの影響も強く受けることになる。つまり、環境が権利侵害を生み出すということである。権利擁護の一つの諸相として、多様な権利侵害の温床となる環境(社会)の側の変革をうながすことを位置づけることは、権利擁護のための視点と手立てを広げることになる」と述べている。このように、地域住民が知的障がいや知的障がい者に対して理解し、知的障がい者がある特徴的な行動によって誤解され、犯罪等のトラブルに陥るといふ深

刻な事態を未然に防ぐことが重要だと考えられる。そのためには、地域住民に対する知的障がい(者)に関する啓発活動や交流の機会を地域で創出することが大切であると考えられる。これは地域における福祉教育活動の一環でもあり、このような取り組みを地域で展開することによって、地域における権利擁護のしくみづくりを進めていくことが可能となると考える。

このような環境醸成を進めるためには、地域のさまざまな機会(民生委員研修会や親の会の定例会、学区活動等)を活用して、研修会・学習会の開催などをおこない、地域住民の理解、意識向上を図る取り組みを工夫していくことが必要であろう。また、施設職員を対象とした事例検討会や知識、技術向上を目的とした研修会の定期的な開催などを検討していくことが必要であると考えられる。そして、研修会等で知識を学ぶことだけで満足するのではなく、地域のなかで知的障がい者との交流の機会も創出し、実際に知的障がい者一人ひとりの特徴的な行動等を知り、理解し、どのようにかわり、対応すればよいのかを実体験する場を創り出すことも重要であると考えられる。このような活動を地域で展開していくことによって、知的障がい者をはじめ、誰もが暮らしやすい地域の環境整備につながることを望ましいことだと考える。

#### <引用文献>

岩間伸之(2012)『市民後見人とは』何か - 権利擁護と地域福祉の新たな担い手 - 『社会福祉研究』第 113 号、鉄道弘済会、9 - 16

岩間伸之(2014)「権利擁護の推進と地域包括ケア - 地域を基盤としたソーシャルワークとしての展開 - 」『地域福祉研究 No.42』日本生命済生会、13 - 21

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

酒井久美子 2017 知的障がい者の逮捕事例に対する支援について、京都ノートルダム女子大学研究紀要、第 47 巻、21-33、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

酒井久美子 被疑者・触法となる知的障がい者の地域における福祉的支援について、日本地域福祉学会第 29 回大会、東北福祉大学(宮城県仙台市) 2015 年 6 月 21 日

酒井久美子 知的障害者の犯罪予防に向けた地域における福祉的支援について、関西社会福祉学会、花園大学(京都府京都市) 2015 年 3 月 21 日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

酒井 久美子(SAKAI, Kumiko)

京都ノートルダム女子大学・生活福祉文化学部・准教授

研究者番号：90240457

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし